

日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置

I. 全般的政策

- A. 公共部門におけるコンピューター製品（注）（周辺機器及びパッケージソフトウェアを含む。）及びコンピューターサービス（コンピューターの運用及びメインテナンス、コンピューターデータ入力、コンピューターシステム開発（ソフトウェアの開発及びシステムインテグレーションを含む。）、コンピューターソフトウェアのメインテナンスその他の関連サービス）、（以下、「コンピューター製品及びサービス」と総称。）の調達において、無差別待遇、透明性及び公正でかつ開かれた競争という原則に立脚した取引機会を拡大するために、日本政府（以下、「政府」。）は、公共部門の調達手続の一層の改善に積極的に努める。そのために、政府は、競争力のある外国系コンピューター製品及びサービスの調達拡大という目的を持ちつつ、ここに示す「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（以下、「本件措置」。）を実施する。
- B. 政府は、関税及び貿易に関する一般協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）の義務に対するコミットメントを再確認する。本件措置の実施に当たっては、改正協定の要件との整合性を確保しつつ行う。
- C. これらの政策を完全かつ効果的に実施するため、本件措置は、10万SDR以上の全てのコンピューター製品及びサービスに関して改正協定の附属書I 日本国の付表1及び付表3に掲げる機関並びに附属書I に示す追加的機関（以下「調達機関」という。）の調達を対象とする。スーパーコンピューターの調達は、「スーパーコンピューター導入手続」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）の対象であり、本件措置の対象とはならない。
- D. 政府は、更に、1985年の「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」で政府調達について示された政策と措置を再確認し、競争力のある外国系コンピューター製品及びサービスの調整の分野において、かかる調達政策を引き続き実施することを確認するとともに、外国系コンピューター製造業者の日本の公共部門市場における販売拡大努力を歓迎する。
- （注） コンピューター製品には、製品の供給に付随するサービスの価額が当該製品の価額を超えない場合の当該サービスの調達を含む。

II. 政策及び手続

政府は、ここに公共部門のコンピューター調達に関する既存の政策及び手続を明確化するとともに、政策及び手続を策定し、実施する。政府は、競争力のある外国系コンピューター製品及びサービスの政府調達の拡大という目的を持ちつつ、無差別待遇、透明性及び自由でかつ開かれた競争機会を十分に確保するために、これらの政策及び手続を実施する。

(招請前段階)

1. 招請前情報が入手可能な場合には、内外の全ての潜在的供給業者に対して当該情報への平等なアクセスが保障されるとともに、かかる招請前段階に参加する機会が等しく与えられる。いかなる潜在的供給業者に対しても、事前情報に係る利点を与えられない。
2. 調達機関は、調達が計画されるコンピューター製品及びサービスの技術、予算、仕様、機能その他の側面について話し合われる技術委員会、諮問グループ、研究会その他同様の会合が設置される場合には、全ての潜在的供給業者に平等に参加する機会を与えることを確保する。
3. 1. 招請前段階で提供される情報は、特定の潜在的供給業者を排除したり、事前に適格とするために用いられてはならない。
3. 2. 調達を円滑に行うため、調達機関は、80万SDR以上の調達額と見込まれるコンピューター製品及びサービスの調達（単価500SDR以下の既製品を大量購入する場合、デジタルマーケットプレイスカタログサイトを参照してクラウドソフトウェア及び付帯サービスを購入する場合、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合、改正協定に規定する限定入札（随意契約）に該当する場合、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合及び技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合を除く。）については、関心のある供給者が当該調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、次の措置をとるものとする。なお、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合には、各省庁は、繰り返し採用する必要性についての具体的理由を含め、別紙1「5. 供給者の利便に資するための調達年度の当初における情報の提供」(2)に規定する年度当初のセミナーにおいて当該調達の概要について説明する。
 - (1) 調達機関は、入札公告（公示）の予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。当該公示を補完する上で必要な場合には、別紙1「3. 調達機関における調達前調査のための資料提供及び意見招請」において資料等を提供した供給者に招請状を送付し意見を求めるものとする。ただし、当該公示は、急を要する場合においては、その旨を明らかにして、供給者の対応が可能と認められる範囲内で、入札公告（公示）予定日までの期間を30日より短縮して行うことができる。
 - (2) 上記(1)に規定する仕様書の案の作成が完了した旨の公示（(3)及び(4)において「意見招請の公示」という。）においては、以下の事項を明らかにする。
 - (イ) 調達機関名及び連絡先
 - (ロ) 調達の内容（名称、数量）
 - (ハ) 仕様書案の入手先
 - (ニ) 意見の提出期限
 - (ホ) 説明会を開催する場合にはその旨の注記
- (3) 上記(2)の(ニ)の意見の提出期限は、急を要する場合を除き、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日後の日とする。
- (4) 調達機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者から

の意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、当該公示又は招請状に基づき応募した全ての供給者に当該変更の内容を通知する。

(5) 上記の規定にかかわらず、上記(1)ただし書に規定する期間短縮を図っても対応できない緊急の事情がある場合、及び2.の会合が設置される場合や既存システムの運用保守であって意見の提出が想定されない等、調達機関が意見招請を不要と判断した場合には、上記(1)～(4)の意見招請手続を省略することができる。ただし、その場合には、入札公告(公示)においてその旨を明記する。

(6) 上記(1)～(4)の意見招請手続は、競争に参加しようとする全ての供給者の入札公告(公示)後における仕様書に対する照会を妨げるものではない。

(7) 調達機関は、上記(1)～(4)の意見招請手続をとる場合には、必要に応じ、入札前説明会を開催する。

(仕様)

4. 仕様は中立的な方法で策定される。調達が既存システムの代替又は既存システムとの接続のために行われる場合の仕様は、競争を排除するように策定されてはならない。業務目的のために不可欠でない内容は要求されない。

5. 最終的な調達仕様作成に直接関与した供給業者は、関与したことによって競争上の不公正な利点を享受する場合には、入札過程に参加することを認められない。ただし、調達機関が仕様の準備又は仕上げる過程を管理し、公正かつ無差別に進めているという状況の中で潜在的供給業者が調達機関に情報若しくは支援を提供する場合及び供給業者が調達機関の要請に応じて、自らの製品に関する仕様若しくはデータを提供する場合は、例外とする。このような場合、全ての潜在的供給業者に、参加する機会又は製品に関する仕様若しくはデータを提供する機会が与えられる。

6. 政府は、調達機関の調達担当官の仕様書作成の努力に関連する情報提供及び研修を統括し促進するプログラムを策定する。

(説明会)

7. 調達機関は、必要に応じ、コンピューター製品及びサービスの調達に関する説明会を開催する。これには、潜在的供給業者と調達機関とが技術面及び管理面に関して直接やりとりを行う機会が含まれる。

(入札及び応札手続)

8. 全ての潜在的供給業者に対し、調達機関の要求に対応するための公正かつ平等な機会が入札及び応札の過程において、与えられる。

9. 競争的調達が政府調達に係る政策及び慣行の基礎となっていることから、随意契約及び限定入札は改正協定によって認められる例外的な場合に限り用いられ、国内のコンピューター製品

及びサービス供給業者を優遇するようには用いられない。調達機関は随意契約の利用を縮減する。

10. 入札説明書及び評価基準は、全ての潜在的供給業者に平等な機会が無差別に提供されることが確保されるよう、公平に作成される。

11. 指名入札を含む入札制度は、国内のコンピューター製品及びサービス供給業者を優遇するようには用いられない。調達機関は、無差別な方法でのみ、調達に入札する供給業者の数を制限することができる。

(入札の評価)

12. 入札の評価は、全ての入札者に対する平等な取扱いが確保されるよう、透明性のある方法によって行われる。

13. 入札の過程において、技術評価及びシステム性能評価が適用される場合における当該評価は、全ての潜在的供給業者に対して同一の条件の下で実施される。如何なる検査基準についても全ての潜在的供給業者に対して同一のものをを用いる。

14. 全ての評価項目は、入札説明書に明記される。入札の評価は改正協定と整合した手順に従って行われ、以下の手順を含み得る。個々の調達機関は調達の目的と性格に応じて、入札手段を選択する。ただし、コンピューター製品又はサービスで、その予定価格が80万SDRを超える調達については、デジタルマーケットプレイスカタログサイトを参照してクラウドソフトウェア及び付帯サービスを購入する場合を除き、(b)の総合評価による調達を行う。

(a) 入札は、仕様を示された特定の技術及び他の評価基準を満たすか否かが評価され、評価基準を満たすもののうちで最低価格の応札を行った者が落札する。又は、

(b) 評価基準を満たすとともに、技術・機能及び価格／コストの要件に照らして最適の入札を行った供給業者が落札する。必要な場合には、入札説明書に明記された評価基準に相対的加重が適用される。価格／コスト評価は、調達の全ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。

(落札に関する情報)

15. 最終選定が行われた後、調達機関は、落札に関する情報を公表し、落札しなかった供給業者からの要請がある場合には、落札しなかった理由について、落札したシステムの名称と相対的利点の情報を含む関連情報をその供給業者に対して早急に提供する。ただし、特定の供給業者の正当な商業上の利益や供給業者間の公正な競争を阻害するような情報はこの限りでない。

(将来の計画に関する情報)

16. 予算要求に関してある潜在的供給業者にとって利用可能とされた情報は、無差別に利用可能とされる。調達機関は、80万SDRを超える金額のコンピューター製品及びサービスの導入計画を、年度の可能な限り早い時期に官報で告示し、潜在的供給業者が右計画に関し文書及びコメントを提出できるよう一般的な招請を行う。

(調達機関毎の計画)

17. 本件措置に従って、各調達機関が本措置によって示された政策と手続を実施するために行っている努力あるいは将来行う努力を示す調達機関毎の計画を策定することが勧奨される。右計画は、毎年度毎に改定されることが勧奨される。

(入札苦情申立て制度)

18. 本件措置の対象となるコンピューター製品及びサービスの潜在的供給業者に対して、平等、適時、透明かつ効果的な入札苦情手続を提供するため、附属書Ⅱに掲載された公平な苦情処理制度が維持される。

(地方公共団体)

19. 政府は、地方公共団体に本件措置を通報し、本件措置と整合した完全に競争的な調達政策及び手続の趣旨に則った協力を要請する。

(マルチベンダ・オープン・システム)

20. 各省庁間の組織がマルチベンダ・オープン・システムのための環境を促進する作業を行うために設立される。内外のコンピューター企業に対し、マルチベンダ・オープン・システムの環境整備の支援を行うために公正、無差別に招請が行われる。

Ⅲ. 不公正な入札

不当廉売の禁止を含む独占禁止法規定に整合的な入札に基づいてコンピューター製品及びサービスの調達を行うことが政府の政策であることに鑑み、調達機関は、反競争的慣行に対処する適切な措置を講ずる。

- A. 価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札が行われた場合には、この入札全体が無効とみなされ、調達機関は、落札に当たって当該入札を考慮の対象としてはならない。
- B. 前記Ⅲ. A. に言及される入札を行った者は、原則として、当該コンピューター製品及びサービスの調達に再度入札する資格はないものとみなされ、右入札者の氏名が公表される。
- C. 調達機関が、その調達（調達仕様書の作成を含む。）に関連し、不当に公正な競争を阻害する

慣行の存在を示すような情報を得た場合は、当該調達機関は、公正取引委員会が適切と判断する措置を発動することができるよう、かかる情報を適時に同委員会に対し提供する。

D. 前記の目的のために、調達機関は、公正取引委員会との間で、独占禁止法違反の可能性のある行為に関する情報の発見及び交換の手続を容易にするための連絡担当者を指名する。

附属書 I

(その他の準政府機関)

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

新関西国際空港株式会社

日本財団

日本放送協会

日本勤労者住宅協会

附属書Ⅱ

苦情処理機構

1. 概論

コンピューター製品及びサービスの調達に当たっては、公正、かつ、開かれた競争及び本措置との整合性を確保するために、次の苦情処理手続が本措置の実施の日の30日後から実施される。

2. 調達審査委員会

2.1 本措置に基づくコンピューター製品及びサービスの調達に関する潜在的な供給者からの苦情を審査するための中立的な調達審査委員会（以下、「委員会」と呼ぶ。）が存続される。委員会は、審査の対象となるコンピューター製品及びサービスの調達の結果に関して実質的な利害関係を持つものであってはならない。

2.2 委員会は、苦情を文書で受理し、機関によるコンピューター製品及びサービスの調達に関するいかなる事項に関しても事実関係を調査し、提案を行う。

2.3 除外及び回避

（1）委員会は、公的分野の調達に関する有識者で構成する。苦情に関する審査に当たり利害関係を有する委員は参加できない。

（2）申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認める委員は、委員長の許可を得て、当該苦情の検討に参加することを回避することができる。

3. 調達審査手続

3.1 潜在的な供給可能者は、この手続の精神又は条項に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。また、潜在的な供給可能者は、独占禁止法に違反する入札を行った者が落札したとの判断する場合も苦情を申し立てることができる。潜在的な供給可能者が、本措置の違反があると考える場合には、まず当該調達を行った機関との間で解決を求めることが奨励される。

3.2 苦情申し立ての時期

（1）苦情は、調達手続のいずれの段階であっても申し立てることができるが、苦情の要因が判明した時又は判明し得る状態になった後10日以内に申し立てなければならない。潜在的な供給者は、委員会に苦情を申し立てた後1日以内にその写を調達機関に提出する。

（2）委員会は、苦情申し立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員会は職権で補正することができる。

（3）委員会は、適時に申し立てられなかった苦情であっても正当な理由があるもの又は本措置の目的上重要な意味を持つものであればこれを受理できる。

3.3 委員会は申し立て後10作業日以内に苦情を審査し、次の各号に該当する場合には、その理由を付して、文書で却下することができる。

- (1) 申し立てが適時に行われなかった場合
- (2) 本措置の対象外の調達の場合
- (3) 軽微で無意味な申し立ての場合
- (4) 潜在的な供給者からの申し立てではない場合
- (5) その他の場合であって、委員会が審査するのが適当でない場合

3.4 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認める場合には、当該調達に関係する全ての潜在的な供給者に対して1日以内に文書で通知する。

3.5 落札又は調達手続の停止

- (1) 委員会は、落札に至る前の段階で苦情申し立てを受理したときは、苦情処理に係る期間内は調達手続を停止する旨の要請を当該苦情の申し立て後12作業日以内に文書で行う。
- (2) 委員会は、落札後に苦情申し立てを受理したときは、苦情処理に係る期間内は契約執行を停止する旨の要請を当該苦情の申し立て後10日以内に文書で行う。
- (3) 調達機関は、委員会からの要請を受けたときには、原則として調達手続又は契約執行を停止する。
- (4) (3)の場合において、関係調達機関の長がやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人及び政府調達苦情処理推進会議に送付する。
- (5) (4)の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その旨を直ちに苦情申立人、政府調達苦情処理推進会議及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

3.6 調査

- (1) 委員会は、申し立て者及び機関による説明、要請及びその他の文書の提出等を通じて、苦情に関する調査を行う。
- (2) 委員会は、申し立て者若しくは機関の要請により、又は委員会の判断により、苦情に関する公聴会を開くことができる。

3.7 機関の報告

- (1) 調達機関は、苦情の写の送付を受けた後25日以内に、委員会に対し、次の事項を含む苦情に関する完結した文書による報告を提出する。
 - (イ) 要求要件に係る文書（苦情に関連する仕様を含む）
 - (ロ) その他苦情に関連する文書
 - (ハ) 機関の有する全ての事実関係、調達機関の行為及び提案が明記され、かつ、全ての苦情申し立て事項に十分応えている説明文
- (ニ) 苦情を解決する上で必要な追加的事実関係又は情報
- (2) 委員会は、上記(1)の報告を受領した後、速やかに関係文書の写を申し立て者に送付するとともに申し立て者に対し、関係文書の受領後7日以内に、委員会に対しその意見を提出するか又は当該文書に基づき決定が行われるべき旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、意見を受領した後、速やかにその写を調達機関に送付する。

3.8 参加者：調達機関及び当該調達に直接の経済的利害を有する潜在的な供給可能者は、苦情

処理手続に参加できる。

4. 事実関係の認定及び提案

- 4.1 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内に、認定した事実関係と提案に関する報告書を作成する。事実関係の認定において委員会は、苦情の全て又は一部を認めるか又は却下するかを明らかにするとともに、調達の手続又は落札が本措置の精神又は一部の条項に反して行われたものかどうかを明らかにする。
- 4.2 (1) 不当廉売を禁ずる独占禁止法の規定に違反して入札を行った者が落札した可能性が高いと委員会が認定する場合には、委員会は、当該調達につき公正取引委員会に通報し、独占禁止法違反の有無を認定すること及び適切な措置をとることを要請する。
(2) 委員会は、調達機関に対し、上記の通報に係る行為について公正取引委員会が最終的な結論を出すまでの間、調達機関に対して当該契約の執行を停止するよう要請する。調達機関は委員会からの要請を受けた場合には、原則として契約の執行を停止する。公正取引委員会の通知を受けた後、委員会は、苦情に関する審査を終了するが、公正取引委員会が独占禁止法違反があると認定した場合には、委員会は、当該調達機関に対し、4.4に掲げる措置をとるよう提案する。
- 4.3 委員会は、事実関係の認定と提案を行うに当たり、調達手続に係る瑕疵の程度、全ての供給可能者に対する取扱いの差異の程度、本措置との整合性及びその有効性の程度、参加者の誠意並びに当該契約がこの手続に関連している程度等、調達と落札に関する全ての事実関係を考慮するものとする。
- 4.4 委員会は、本措置の精神又は条項に違反するとの認定に至った場合には、次に掲げる一又は複数の適切な是正策を提案する。
 - (1) 新たに入札手続を行う。
 - (2) 入札条件は変えず再度入札を行う。
 - (3) 入札を再審査する。
 - (4) 他の供給者を落札者とする。
 - (5) 契約を破棄する。
- 4.5 委員会は、報告書の作成後1日以内に事実関係の認定を文書の形で提案するとともに、苦情申し立て者、当該調達機関及び他の潜在的な供給可能者に送付する。認定結果に関し外国関係者からの照会がある場合には、外務省がこれを扱う。
- 4.6 調達機関が委員会の提案を受け入れない場合には、調達機関は、報告書の作成後1日以内にその決定と理由を委員会に送付する。この機関の決定に関し、外国関係者からの照会がある場合には、外務省がこれを扱う。
- 4.7 委員会がその審査の過程で法令に違反する行為の証拠を見出した場合には、委員会は、関係当局が適切な措置をとり得るよう当該証拠を関係当局に提出する。

5. 迅速審査

- 5.1 苦情申し立て者又は機関が文書で苦情に対する迅速な処理の要請を行う場合には、委員会は、本項に定める手続（以下「迅速審査」という。）に従い、苦情処理を行うことを考慮する。

5.2 委員会は、迅速審査の要請を受領した後2日以内に迅速審査を適用するか否かを決定し、苦情申し立て者及び機関に対しその旨を通知する。

5.3 迅速審査が適用される場合に期限と手続は、次のとおりとする。

(1) 調達機関は、委員会により迅速審査適用の通知を受けた後10日以内に3.7に定める報告書を委員会に提出する。委員会は報告書を受領後、速やかに苦情申し立て者に関係書類を送付する。委員会は、苦情申し立て者に対し、関連書類の受領後5日以内に委員会に意見を提出するか又は当該関係書類に基づき決定が行われるべき旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、意見書を受領後速やかにその写を調達機関に送付する。

(2) 委員会は、苦情に関する事実関係認定及び提案を苦情申し立て後45日以内に文書で行う。